第八章中第七十条を第八十三条とする。
第七章中第六十九条を第八十二条とし、第六十四条から第六十八条までを十三条ずつ繰り下げる。
第六章中第六十三条を第七十六条とし、第六十二条を第七十五条とし、第六十一条を第七十四条とする。
第六十条中「第五十八条第五項」を「第七十一条第五項」に、「第六十二条」を「第七十五条」に改め、同条を第七十三条とする。
第五十九条中「第五十八条第五項の」を「第七十一条第五項の」に、「第五十八条第六項」を「第七十一条第六項」に、「第五十八条第三項」を「第七十一条第三項」に、「第五十八条第五項に」を「第七十一条第五項」に、「第五十八条第五項各号」を「第七十一条第五項各号」に、「第五十八条第七項」を「第七十一条第七項」に改め、同条を第七十二条とする。
第五十八条第一項中「第六十一条」を「第七十四条」に改め、同条第六項中「第六十条」を「第七十三条」に、「第六十一条」を「第七十四条」に、「第六十二条」を「第七十五条」に改め、同条を第七十一条とする。
第五十七条中「第五十三条」を「第六十六条」に改め、第五章第三節中同条を第七十条とする。
第五十六条を第六十九条とし、第五十三条から第五十五条までを十三条ずつ繰り下げる。
第五章第二節中第五十二条を第六十五条とし、第五十一条を第六十四条とする。
第五十条中「第三十八条第二項第三号」を「第五十一条第二項第三号」に改め、第五章第一節中同条を第六十三条とする。
第四十九条中「第三十八条第二項第三号」を「第五十一条第二項第三号」に改め、同条を第六十二条とする。
第四十八条第一項中「第三十八条第二項第三号ホ」を「第五十一条第二項第三号ホ」に改め、同条第二項中「第三十八条第二項第三号」を「第五十一条第二項第三号」に改め、同条第三項中「第三十八条第四項」を「第五十一条第四項」に改め、同条第四項中「第三十八条第十項」を「第五十一条第十項」に、「第三十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条第五項及び第六項中「第三十八条第十項」を「第五十一条第十項」に改め、同条を第六十一条とする。
第四十七条中「第四十四条第五項」を「第五十七条第五項」に改め、同条を第六十条とする。
第四十六条の前の見出しを削り、同条第一項中「第四十四条第二項第三号」を「第五十七条第二項第三号」に改め、同条を第五十九条とし、同条の前に見出しとして「（地熱資源開発事業に係る許認可等の特例）」を付する。
第四十五条を第五十八条とし、第四十四条を第五十七条とする。
第四十三条中「第三十八条第二項第三号ニ」を「第五十一条第二項第三号ニ」に、「第四十七条」を「第六十条」に改め、同条を第五十六条とする。
第四十二条第一項中「第三十八条第二項第三号ハ」を「第五十一条第二項第三号ハ」に改め、同条第四項中「第三十八条第二項第三号」を「第五十一条第二項第三号」に改め、同条を第五十五条とする。
第四十一条第一項中「第三十八条第二項第三号ロ」を「第五十一条第二項第三号ロ」に改め、同条第七項中「第三十八条第二項第三号」を「第五十一条第二項第三号」に改め、同条を第五十四条とする。
第四十条第一項中「第三十八条第二項第三号イ」を「第五十一条第二項第三号イ」に改め、同条第七項中「第四十条第七項」を「第五十三条第七項」に、「第四十条第五項各号」を「第五十三条第五項各号」に改め、同条第八項中「第四十条第九項」を「第五十三条第九項」に改め、同条を第五十三条とする。
第三十九条第一項中「第三十八条第九項の」を「第五十一条第九項の」に、「第三十八条第十項」を「第五十一条第十項」に、「第三十八条第四項」を「第五十一条第四項」に、「第三十八条第九項」に、「第三十八条第二項第三号」を「第五十一条第二項第三号」に、「第三十八条第九項各号」を「第五十一条第九項各号」に、「第三十八条第十一項」を「第五十一条第十一項」に改め、同条を第五十二条とする。
第三十八条第二項第三号中「第四十条から第五十条まで」を「第五十三条から第六十三条まで」に改め、同号イ中「第四十条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同号ホ中「第四十八条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同項第四号中「第四十条から第五十条まで」を「第五十三条から第六十三条まで」に改め、同条第三項中「第四十条から第四十八条まで」を「第五十三条から第六十一条まで」に、「第四十九条」を「第六十二条」に、「第七十二条ただし書」を「第八十五条ただし書」に、「第五十条」を「第六十三条」に改め、同条第四項中「第四十四条及び第四十七条」を「第五十七条及び第六十条」に改め、同条を第五十一条とする。
第三十七条中「第二十八条」を「第四十一条」に改め、第四章中同条を第五十条とする。
第三十六条を第四十九条とし、第三十二条から第三十五条までを十三条ずつ繰り下げる。
第三十一条第一項中「第三十三条」を「第四十六条」に改め、同条を第四十四条とする。
第三十条を第四十三条とし、第二十六条から第二十九条までを十三条ずつ繰り下げる。
第二十五条第一項中「及び」の下に「避難先市町村（」を加え、「（以下この項において「福島県等」という」を「をいう。以下同じ」に、「福島県等は」を「福島県及び避難先市町村は」に、「福島県等以外」を「福島県及び避難先市町村以外」に改め、第三章第三節中同条を第三十四条とし、同条の次に次の一款を加える。

第二款　生活拠点形成事業計画及びこれに基づく措置

（生活拠点形成事業計画の作成等）

第三十五条　福島県知事及び避難先市町村（多数の居住制限者が居住し、又は居住しようとする市町村をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の長（避難元市町村その他の地方公共団体が次項第二号から第四号までに規定する事業又は事務を実施しようとする場合にあっては、福島県知事、避難先市町村の長及び当該地方公共団体の長）は、共同して、避難先市町村の区域内における公営住宅の整備その他の居住制限者の生活の拠点を形成する事業に関する計画（以下この条及び次条において「生活拠点形成事業計画」という。）を作成することができる。

2　生活拠点形成事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　生活拠点形成事業計画の目標

二　公営住宅の整備又は管理に関する事業に関する事項

三　居住制限者の生活の拠点を形成する事業（前号に規定するものを除く。）であって次に掲げるものに関する事項

イ　道路法第二条第一項に規定する道路の新設又は改築に関する事業

ロ　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設の整備に関する事業

ハ　その他復興庁令で定める事業

四　前二号に規定する事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項

五　計画期間

六　前各号に掲げるもののほか、居住制限者の生活の拠点の形成に関し必要な事項

3　生活拠点形成事業計画を作成しようとする者は、あらかじめ、避難元市町村の長その他関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4　前項の規定は、生活拠点形成事業計画の変更について準用する。

（生活拠点形成交付金の交付等）

第三十六条　福島県、避難先市町村又は避難元市町村その他の地方公共団体（次項において「福島県等」という。）は、同項の交付金を充てて生活拠点形成事業計画に基づく事業又は事務（同項において「生活拠点形成交付金事業等」という。）の実施をしようとするときは、復興庁令で定めるところにより、当該生活拠点形成事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。